

資料 5

介護保険等運営協議会
令和4年10月20日開催令和4年度指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業委託先事業所の
選定（追加）（案）について

「安曇野市介護保険条例」第14条第2号及び「安曇野市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」第14条第1号の規定に基づき、下記の指定居宅介護支援事業所の選定について意見を求めます。

記

指定居宅介護支援事業所名	内 容
ケアプランセンターcarna五反田	法人名：医療法人社団 武蔵野会
	所在地：東京都品川区西五反田3-10-9
	事業所開設日：平成27年2月1日
	内容：市内在住者が親族のいる東京都に居住していて、そこで介護サービスの利用を希望しており、当該事業所が基準条例第14条第3号の基準を満たすため。なお、東京都品川区でも同様の事業の受託をしている。